

上富良野町地域おこし協力隊(観光推進員)募集要項

■はじめに

上富良野町は、北海道の中心部大雪山系十勝岳連峰の西側に位置し、雄大な十勝岳と丘陵田園の景観が美しく、明治30(1897)年の開拓以来、農業を中心に発展してきており、わが国で初めて、農作物としてのラベンダー耕作を昭和23(1948)年から始めている農業と商工観光のまちです。また、昭和30(1955)年には陸上自衛隊が移駐し、現在では自衛隊員とその家族が町民の約30%を占め、農業と商工観光に並んでまちづくりの3本柱として位置付けられ発展してきました。



昭和後期からラベンダー観光が注目され、多くの観光客で賑わい、平成13年には年間100万人を超える観光入込客数となり、近郊の市町村を合わせた富良野・美瑛エリアは国内においても有数の観光地として認識されるようになりました。

しかしながら、団体旅行の減少に伴う個人旅行へのシフト、観光地の競争激化、また、経済情勢に左右されやすい理由などから年々観光客が減少し、現在では60万人ほどで推移している状況にある一方で、訪日外国人観光客は著しく増加しています。

上富良野町では訪日外国人観光客を受け入れるための環境整備を観光協会や観光関連事業者との情報共有のもと多言語に対応するための方策を検討し、着実に進めている現状にありますが、今後の基盤整備を図る中で、特に人材不足による交流活動の停滞や外部への情報発信強化がインバウンド観光を推進する上で、重要な課題となっています。

このことから、上富良野町では観光関連事業者やそれぞれの地域とのコミュニケーションを高め、訪日外国人観光客など来訪者との交流を深めるなど、本町の観光振興に取り組んでいただける新たな人材、地域おこし協力隊（以下「観光推進員」という。）を募集します。

1 応募条件

- (1)日本語と日本語以外の言語の日常会話以上の能力を有する方で、それ相応の言語の読み書き能力を有する方
- (2)心身ともに健康で、地方都市の活性化に意欲があり、地域の特性や風習を尊重して地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (3)地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方
 - ①成年被後見人又は被保佐人
 - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

- ⑤日本国憲法施行の日〔昭和 22 年 5 月 3 日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 土日祝日の勤務（行事参加等）や夜間の会議など不規則な勤務に対応できる方
- (5) 平成 31 年 4 月 1 日時点で年齢 20 歳以上の方（性別不問）
- (6) 普通自動車運転免許証を所持する方
- (7) インターネット、ワード、エクセル、パワーポイント、SNS、Eメールの送受信などの一般的なパソコン操作ができる方
- (8) 現在、3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域を除く）に在住の方で、上富良野町へ住民票を異動し、活動終了後も定住する意思のある方

2 業務概要

期間中は、次の共通活動と重点活動に従事していただきます。

【共通活動】

- (1) 町民への生活支援、観光業等の応援など地域活動及び地域の維持・活性化につながる活動
- (2) 地域行事の支援・共同作業・イベント作業などの活動
- (3) 活動後の起業・就業のための隊員個々の特性に合わせた地域協力活動や自主的な活動

【重点活動】

- (1) 訪日外国人受入れ環境整備に係る現況調査業務
- ①意識調査 ②ニーズの把握 ③コミュニケーション活動
- (2) 地域及び広域観光エリアにおける日本語及び外国語によるプロモーション業務
- ①外国語ホームページやソーシャルネットワークサービス等を活用した地域情報受発信等
- ②上記に必要となるプロモーション・ツール等の更新や翻訳、作成等
- (3) 地域及び広域観光エリアにおける旅行者へのおもてなし向上に資する業務
- ①日本語及び外国語による、観光案内やおもてなしツール等の更新や翻訳、作成等
- (4) 地域及び広域観光エリアにおける観光地域づくり推進に資する業務
- ①日本語及び外国語によるサインやメニューなどの翻訳等
- ②地域及び広域観光エリアにおける観光地域づくり活動等への参加・協力等
- (5) ツアーガイドに関する業務
- ①体験プログラム等におけるガイドの補助等
- ②地域の住民力を活かしたガイド人材育成研修等を基にした体験プログラムのガイド活動等
- ③体験プログラム企画開発等によるツアーデスク業務の補助等
- (6) その他町長が必要と認める業務

3 募集人員 1名

4 勤務地等

- (1) 活動範囲 北海道空知郡上富良野町及び富良野美瑛エリア
- (2) 勤務地 北海道空知郡上富良野町中町 1 丁目 1 番 8 号セントラルプラザ内
一般社団法人 かみふらの十勝岳観光協会事務局

5 活動(勤務)形態

- (1)勤務時間 8時30分～17時15分(休憩時間1時間)
原則として週38時間45分の勤務となります。
- (2)週休日 勤務日指定表に定められた休務日
- (3)休日 祝日、1月2日～1月5日及び12月31日
- (4)その他 原則週5日勤務とします。また、行事催事等で週休日、休日に勤務命令が発せられたときは、振替日の取得又は時間外勤務手当の対象となります。

6 身分

上富良野町臨時的任用職員として任用します。

7 賃金

25歳未満	月額175,000円
25歳以上30歳未満	月額205,000円
30歳以上	月額220,000円

※所定労働時間を超過した勤務を行った場合は、時間外割増賃金を支給します。

※その他の賞与、退職手当等は支給しません。

8 任用期間

令和元年6月1日～令和2年3月31日(6月毎に更新)

ただし、勤務成績等により任用(雇用)開始の日から最長3年まで再度の任用の可能性あり

9 待遇及び福利厚生

- (1) 社会保険・厚生年金・雇用保険・公務災害補償に加入
- (2) 住居は町が斡旋しますが、家賃や光熱水費、生活用品等は本人負担
- (3) 活動(勤務)に必要なパソコンは町が貸与
- (4) 活動(勤務)に要する車両(観光推進員が所有する車両)
- (5) 自己研さんに要する研修経費は町が助成
- (6) 活動(勤務)に必要な町長が認めるその他経費は町が助成
- (7) 活動(勤務)に要する旅費等は町が負担

※助成に係る費用は、いずれも予算の範囲内です

10 受付期間

随時(任用が決定次第募集を締め切ります。)

11 応募方法

次の書類を申し込み先まで送付してください。

- (1) 上富良野町地域おこし協力隊申込用紙
- (2) 住民票(応募時現在において居住している住所地のもの)

(3) 普通自動車運転免許証の両面写し

(4) 作文もしくは論文

次の題目のいずれかを参照し、作成してください。(字数は問わず、様式も任意でかまいません。)

- ① 自然観光をメインとしたインバウンド誘致の考え方について
- ② 北海道（又は上富良野町）観光の現状認識と課題について
- ③ あなた自身が知っている上富良野町の観光について
- ④ その他観光に関すること。

12 選考方法

第1次審査 書類審査 随時

第2次審査 面接審査 面接審査の日時・場所は第1次審査の結果通知時にお知らせします。

※選考にかかる費用等は、応募者負担となります。

13 申込先・お問い合わせ

上富良野町役場 企画商工観光課商工観光班

〒071-0596 北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

TEL 0167-45-6983 FAX 0167-45-5362

HPアドレス：<http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp>